

| 会 議 記 録 | | | |
|-------------|--|---------|--------------|
| 会議の名称 | 議会議事委員会 | | 会議場所 全員協議会室 |
| | | | 担当職員 加藤 太郎 |
| 日 時 | 令和4年7月19日（火曜日） | | 開 議 午前10時00分 |
| | | | 閉 議 午後 0時11分 |
| 出席委員 | ◎木曾 ○西口 三上 平本 松山 藤本 菱田 <福井議長、山本副議長> | | |
| 執行機関 出席者 | | | |
| 事務局 出席者 | 井上事務局長、数井次長、野澤副課長兼総務係長、加藤副課長兼議事調査係長、 小野主任 | | |
| 傍 聴 | 可 | 市民0名 | 報道関係者0名 |
| | | 議員0名（－） | |

会 議 の 概 要

10:00

[木曾委員長 開議]
[事務局 日程説明]

1 議会議事基本条例の検証及び見直しについて

<木曾委員長>

本日は、議会議事基本条例の検証及び見直しについて、各会派の評価と意見の取りまとめ結果を確認後、検証スケジュールに基づき、議会議事基本条例第3章から第5章までの検証を進めることとする。時間があれば、第6章の一部についても検証できればと思う。はじめに、各会派の評価と意見の取りまとめについて、事務局から説明願う。

[事務局副課長兼議事調査係長 資料確認]

<事務局副課長兼議事調査係長>

対象の46条項中、4会派ともA評価で課題・問題点なしとしたものが24条項、4会派ともA評価であるが一部の会派で意見がついたものが7条項、対象外の評価とした会派があるものが2条項、B評価とした会派があるものが13条項であった。今後の検証の進め方として、4会派ともA評価で課題・問題点なしの24条項については、議会議事基本条例の評価をA（達成）として本日決定いただき、それ以外の、B評価があるものや、課題・問題点の指摘がある条項に集中して検証を進めていきたいと考えており、そのようなことでよいかお諮りいただきたい。

<木曾委員長>

4会派ともA評価で課題・問題点なしの24条項について確認いただきたいが、議会議事基本条例における評価はA（達成）とすることでよいか。

—全員了—

○4会派A評価（課題・問題点なし）の24条項
議会議事基本条例の評価：A（達成） 終了

<木曾委員長>

それでは、B評価や意見がついた条項について、第3章から順次検証を進めていく

こととする。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)第7条第2項

新清流会A 緑風会B 共産党議員団B 公明党議員団B

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<木曾委員長>

常任委員会のYouTube録画配信と議長記者会見のバックボードについては、すでに広報広聴会議でしっかりと協議いただき、前回の議会運営委員会で一定の方向性が決まっているものである。また本日までに、広報広聴会議と事務局で調整され、常任委員会のYouTube録画配信に向けた運用基準を資料のとおり整理いただいた。これまでの経過を踏まえ、議会運営委員会における評価についてはB（一部達成）とし、新たな取組として、常任委員会のYouTube録画配信と議長記者会見のバックボードについて、このような内容で広報広聴会議で進めていただくこととして結論を出したいがよいか。

—全員了—

○議会運営委員会の評価：B（一部達成） / 新たな取組を検討：検討終了

(市民参加及び市民との連携)第7条第3項

新清流会A 緑風会B 共産党議員団A 公明党議員団A

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<松山委員>

常任委員会では活発に意見交換会が行われているが、参考人制度の活用はできていない状況である。例えば昨年度の総務文教常任委員会で野水駐車場の地盤状況の把握が必要との声があったが、議案等の審査過程において専門家の意見を聴取することは、採決していく上で非常に重要なことである。むやみに参考人制度を使うのではなく、必要な事案に対して専門家等から意見を聴取して審議しなければならない。過去の指摘要望事項の検証にも参考人制度を活用できるのではないか。

<三上委員>

参考人制度は活発に使えばよい。意見交換会に招いた方の費用弁償もしくは交通費は参考人制度の規定に当てはまっているのか。

<事務局副課長兼議事調査係長>

意見交換会の場合は参考人制度の活用ではなく、互いの意見交換の場として交通費を含めて費用弁償等の支出はない。なお、議員団研修会で講師を招いた際には、交通費相当額も加味し謝礼として支出している。

<三上委員>

意見交換会で遠方から来ていただく場合もあると思うが、交通費が出ないのであれば少し気が引ける。本件の内容とは違うが気になった。

<菱田委員>

緑風会の意見はもっともであるが、そのことで条文を変える必要はないと思う。三上委員から意見があった費用弁償については、常任委員会でお招きする際に、遠方から来ていただくことも考慮する中で参考人とするのか意見交換とするのか議論して決めればよい。

<藤本委員>

条文に参考人制度について明記されているので、活用していけばよいと思う。費用弁償や交通費については、菱田委員がおっしゃったように、その都度状況に応じて検討し決定できればよい。

<木曾委員長>

費用弁償について本日結論を出すことは難しいが、交通費を支出することになった場合に、どのような手法があるのか。

<事務局副課長兼議事調査係長>

参考人の招致に係る費用弁償の額は、議員と同額で一人当たり2,600円であるが、意見交換会における交通費の支出についての考え方を整理する必要がある。

<木曾委員長>

参考人招致の際の費用弁償については、予算措置している回数を超えれば予算協議することとなる。議会運営委員会における評価はA（達成）とするが、意見交換会で遠方の方をお招きする場合は交通費の問題も出てくるので、JR利用等による実費弁償も含めて今後検討し整理したいと思うがどうか。

—全員了—

○議会運営委員会の評価：A（達成）

※ただし、意見交換会における交通費（実費弁償）について整理する。

（市民参加及び市民との連携）第7条第5項

新清流会A 緑風会A 共産党議員団B 公明党議員団A

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<三上委員>

議場を一般開放している市議会が幾つもある。議員おのおのが市民を議場に案内することは大いにすれぱよいと思うが、効果がどのくらいあるかは別として、議会を身近に感じてもらうために広く市民に呼びかけて、議場見学会を実施してもよいのではないか。継続的なことでなくてもよいので、どの程度反応があるのか一度してみたい。

<木曾委員長>

亀岡市議会では、学校からの議場見学の受入れのほか、くじ取り式、議員団研修会、幹事長（会派代表者）討論等、積極的に議場活用しているが、議会と議会の間の日時を決めて市民向けの議場見学会をしてもよいと思う。議会運営委員会の行政視察でもそのようなことを実施している市議会があった。

<三上委員>

議会の総意としてぜひとも実施いただければと思うが、条文そのものを変えるものではなく、検証評価の一端として記録していただければよい。

<藤本委員>

市民や団体等が議場見学を希望する場合、どのような形で対応しているのか。

<事務局副課長兼議事調査係長>

希望があればその都度受入れを検討することとしている。

<木曾委員長>

開催日時を設定して市民向けの議場見学会をすれぱよいと思うが、事務局もかかり切りになるので、いつでも見学できるようなことはできない。

<藤本委員>

市民対象の議場見学をするのであれば、申請方法等の取決めを整理しておくほうが

よい。

<平本委員>

過去に子どもを対象として議場と議長室を見学させてもらった経過がある。申出があった際に事務局に相談し、事務局から議長に確認された上で、特に問題ないとのことで見学させていただいた。常に議場を開放し自由に見ていただくのではなく、一定のルールのもとで予約制にしておいたほうがよい。

<松山委員>

市民の議場見学は、傍聴に来ていただきやすくなり、議会に興味を持ってもらうことにもつながるので賛成である。申請手続きの方法は検討すればよい。

<菱田委員>

広報広聴の手段の一つとして、議場見学の機会をつくっていければよい。

<三上委員>

常時開放するのではなく、年に1～2回の議会見学デーのようなことを考えていた。ただし、休日に開催しなければ親子連れや学生、働いている方には来てもらいづらく、そうすると議員や事務局にも休日に対応いただくことになるので、よりよいものにするのであればハードルがあると思う。

<平本委員>

前は子どもたちが夏休み期間中に議場見学させていただき、保護者は来られる方のみが付き添われていた。

<木曾委員長>

議場見学は夏休みなど長期休業期間に実施することになると思う。実施に向けて一度検討いただくこととするが、議会運営委員会の評価は、A（達成）でよいか。

—全員了—

○議会運営委員会の評価：A（達成）

※ただし、夏休みなど長期休業期間に日時を決めて市民の議場見学会を検討する。

（議会報告会等）第8条第1項

新清流会A 緑風会A 共産党議員団B 公明党議員団A

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<三上委員>

わがまちトークはよい方向に進んでいると思う。今はコロナ禍で開催できていないが、最後に実施したのは自治会版として千代川町と行き、グループ討議の中で、市民が主役となってまちをこのようにしていきたいとの意見をいただいた。そのような盛り上がるトークができればよいと思う反面、議会だよりの特集ページを編集するに当たり、採決が拮抗した案件について賛否の理由がなかなか見えてこない、市民には分かりづらいのではとの意見があった。そのように焦点になっている問題があって賛否が拮抗し、市民からの声がある場合には、議会報告会を開催して、しっかり説明していく場が必要ではないかと思う。

<木曾委員長>

条文改正は必要ないが、重要な案件の議決等で市民から説明を求められる場合は、議会報告会を開催すべきとの意見である。

<菱田委員>

市民から求められれば当然議会報告会を開催すべきであり、議員皆さんそのようなスタンスであると思う。今までそのような状況でなかったことと、もう一点は、以

前に議会報告会を開催してきた中で、一部市民が個人的な意見を主張される場になってしまい、市民と議会とのやり取りといった部分が欠けた時期があって、少しやりにくくなってしまったのではないか。

<松山委員>

わがまちトークは、各自治会でのグループトークでよい感じに市民の声を聴けており、とてもよかったと感じているので今後も続けていきたい。議会報告会は、様々な意見が出たり、議案の賛否が拮抗した場合には、市民の反応もあると思うので、要請があれば実施すべきであり、要請がなくても議会としての考え方を伝える場として、必要に応じて実施できればよい。条文の修正はない。

<木曾委員長>

議会運営委員会の評価は、A（達成）として、重要な案件や採決が拮抗した際には、議会報告会を開催していくことで整理したいがよいか。

—全員了—

○議会運営委員会の評価：A（達成） 終了

※重要な案件や採決が拮抗した際には、議会報告会を開催する。

（議会報告会等）第8条第2項

新清流会A 緑風会A 共産党議員団B 公明党議員団A

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<三上委員>

新しい場を設けようと言っているのではなく、わがまちトークは大変よい方向でいけているとの思いを持っているが、グループ討議等の進行は議員がしていくことになる。議員は持論を言い過ぎてしまう傾向があるが、わがまちトークでは市民にトークしてもらわなければならない。そのようなことを大事にしている市議会もあって、市民との懇談のときにしっかりとみんなの意見を引き出すこと、批判しないこと、一人だけが長く話さないことなど、幾つかルールを取り決めて和やかに進行し、みんなが意見を出しやすくできるような技術を議員がしっかりと持っておかなければならない。議員が一番しゃべっているのがよくあるパターンであるので、一度しっかりと研修して、そのような約束事を確認した上でわがまちトークに臨むようにすれば、さらによいものになると思う。

<木曾委員長>

わがまちトークを進行する上での技術的なことであり、議員としてそのくらいのことは心してやっていくべきであるとの意見である。わがまちトークを再開する際には、進め方等についてどのような手法を取ればよいのか広報広聴会議で考えていただくことで整理したい。

<三上委員>

それでよいと思う。コロナが収まればわがまちトークを再開していくと思うので、広報広聴会議から参加される議員へファシリテーターとしての心構えや留意事項等を示させていただければと思う。主役は市民であり多くの方に発言してもらうことを意識して臨んでいただけるように、広報広聴会議が提案して発信していきたいので、よろしく願いしたい。

<木曾委員長>

わがまちトークも議会報告会もいかに市民から意見や思いを引き出して交流することができるかが大事なことであり、自らが主張ばかりするのではなく、議員が十

分自覚し市民目線に立って進めていかなければならない。全般的には多くのことに
取り組んで充実してきており、議会運営委員会の評価は、A（達成）としてよいか。
—全員了—

○議会運営委員会の評価：A（達成） 終了

※わがまちトークを再開する際には、ファシリテーターとしての心構えや留意事項
等を広報広聴会議で整理して示していく。

第4章 議会と市長等の関係

（議員と市長等の関係）第9条第2号

4会派A ※ただし意見あり

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<松山委員>

どのような質問であるのか確認するためのものであるが、理事者自らの思いを述べる
反論になってしまい、議員が質問していることに対して論を返す形になっている
と感じられる。傍聴された市民からもそのような声があり、議会の総意として改めて
どのような形がよいのか整理する必要がある。

<菱田委員>

条例で示す反問権は、どの程度認めているのか。議会基本条例をつくるときやその
後の検証等の中で議論があったと思う。

<事務局長>

細かな規定までは認識できていないが、議員から出た質問に対し議論をより深める
ために、市長等理事者が質問できるものであると把握している。

<菱田委員>

議会基本条例をつくるときに、反問権をどのようにするのか相当議論があったと思
う。反問権は与えないほうがよいとの意見や、大いに議論しようとの意見もあった。
当初は議員の質問に対してそれを確認するものとしていたが、それでは議論が深ま
らないので少し幅を広げている。その広げた幅の中に緑風会がおっしゃる部分が入
っているのかどうかを確認し整理する必要があると思う。反問権に関する過去の議
会改革の議論を集めていただき、経過を確認した中で再度検討してはどうか。条文
については修正する必要はない。

<三上委員>

すぐく分かりやすい質問をしているのに反問されるときがあり、そうなれば反論な
のかと思う。質問の主旨を確認することが反問であると思うが、菱田委員がおっし
ゃったように、反問権を認めた経緯やどのように規定しているのか整理できればよ
い。反問権があること自体はよいと思っているので、このまま続けていければよい。

<藤本委員>

議会基本条例をつくるときに、本会議や委員会で質問の内容が分からない場合は、
どのような内容なのか、どのような考えなのかと言える権利として、市長を含めた
理事者に反問権を持たせることを決めたと思う。反論しては駄目というものではなく、
議論の中で反論になった場合は、議長や委員長の議事進行権をもって整理し進
行すれば何も問題はない。

<木曾委員長>

反問権を拡大した際には、繰り返し質問し内容を確認した上で、議員の思いやプラ
ンを問うことができるよう整理したと思う。当初は適切に理解していただき、しば

らくの間は問題なく進行できていたが、最近少し違う状況になってきたのではないかと思う。反問することで互いに議論を深めていく必要があるが、互いが否定してしまえばよりよい議論とはならない。本会議や委員会は議論を深める場所でもあるので、反問の内容と議長や委員長の議事進行について整理したいと思う。4会派ともA評価であるので、反問権を認めること自体に問題はなく、条文の修正も必要ないが、本会議や委員会が市民から見ても分かりやすく、充実した議論になっているのか検証することが大事である。全てにおいて議長や委員長の采配でよいとのことであれば、それも一つの方法であるが、反問と反論をしっかりと分けるべきかも含めて議論していきたいがよいか。

—全員了—

<木曾委員長>

各会派に持ち帰って検討願う。

<事務局副課長兼議事調査係長>

議会基本条例運用基準7には、「議員の質問又は質疑に対して、議論を深めることを目的に、議員の考え方や対案の提示等を求めることができる。」と示されている。これまでの検証・見直し等で検討されてきた結果として、このような文言で整理されていると思う。

○議会運営委員会の評価：A（達成）

※ただし、これまでの経過を踏まえた上で、反問の内容と議長や委員長の議事進行について整理する。

（議会審議における論点の明確化）第10条第1項

新清流会A 緑風会B 共産党議員団A 公明党議員団A

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<松山委員>

総務文教常任委員会の審議の際に、一部の部課において従来提出されていた資料が提出されていないことや、より深く審議するために資料提出を求めてもすぐには出せないと言われたことがある。審査に必要な資料の提出が遅れたことで、予備日に審査しなければならなくなり、その結果採決も遅れてしまったことがある。資料提出されてから議論や討議をすることになり、資料提出から採決までが非常にタイトなスケジュールになってしまう。どのような資料が求められているのか理事者側もある程度承知いただいていると思う。議員も市民に対して説明責任があり、社会的情勢が変わってきている中で、一層の透明性が求められており、きめ細やかな審議が必要であるとの観点から、ケース・バイ・ケースではあるが、審査に必要な資料は事前にしっかりと準備いただきたい。条文については修正する必要はない。

<木曾委員長>

第10条第2項でも緑風会から同様の意見をいただいております、重なる部分があるので、松山委員が説明された内容は、次項での検討としたいがよいか。

<松山委員>

それでよい。

<木曾委員長>

第10条第1項については、3会派がA評価としており、議会運営委員会の評価は、A（達成）としてよいか。

—全員了—

○議会運営委員会の評価：A（達成） 終了

（議会審議における論点の明確化）第10条第2項

新清流会A 緑風会B 共産党議員団B 公明党議員団A

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<三上委員>

先ほど松山委員がおっしゃった面もあり同じ思いを持っているが、それとは別に、予算と決算の資料について、しっかりと取りまとめて提出いただいております、その努力に敬意を表しつつも、予算と決算それぞれに過去の資料をベースにして作成されていると思う。前年度のコピペであるので、一部には消し忘れや昨年の数値のままのものまであった。前年度の資料だけ見て作成しているようにも見受けられ、予算でアバウトに記載しているのに決算で細かく記載しているものやその逆もあり、その整合性をしっかりと取っていただきたい。

<木曾委員長>

緑風会からは資料提出が遅く審査に影響が出ていること、共産党議員団からは予算と決算の資料の整合が取れていない部分があるとの意見である。条文の修正は必要ないとのことである。

<菱田委員>

そのようなことはどこの委員会でも発生していると思う。松山委員がおっしゃったようにケース・バイ・ケースではあるが、今は決算審査を控えており、適切な資料を提出いただくことについて、議長名で事務局から執行部に伝えてはどうか。

<藤本委員>

以前は補足や説明の追加資料がほとんどなく、執行部の説明を迫りかけるのが大変であったが、今は必要に応じてしっかりとした補足資料をもとに説明がされており、非常に分かりやすくなってきている。さらに資料提供が必要な場合には、分科会の審査時において提出を求めていけばよいと思う。

<木曾委員長>

藤本委員がおっしゃっているとおり、かなり綿密に資料提供されている委員会もある。説明する部課によるものかもしれないが、委員会によってバラつきがあるので整理する必要があるのではないかと。説明すべきことを分かりやすく丁寧に説明することは当たり前のことであり、審査の際に資料がないとか、一度持ち帰って整理した後に資料提出するようなことでは、その場で採決することができず、時間をおいて再審査することになってしまう。

<松山委員>

資料提出が全てでないことは認識している。100パーセント完璧な答弁でなくても、丁寧に説明して答弁を返していただければ納得感もあるが、分からないので持ち帰り調べて整理した上で後日資料提出するとなれば、審議自体が一向に進まない。このようなことをできる限りなくしていきたいというのが大前提であり、その場でしっかりと答弁をもらわなければ、議員として市民にどのように説明してよいのかと思う。後日の説明において質疑時間が足りないこともあった。議長や議会運営委員長から理事者に伝えていただきたい。

<木曾委員長>

基本的に議案として出した以上、内容をしっかりと把握した上で説明すべきであるが、一部の部課でそれができておらず、持ち帰らなければならないことになっている。

議案として出す前に、所管の部課内で十分な調整ができていないのではないかと。再度資料を整理して再質疑するといった日程になってしまっている。決められた日程でしっかりと対応できるように議会として言っていくべきである。今は予備日で対応しているが、今後日程が詰まってくれば対応しきれなくなり、議会期間を延長することにもなってしまう。通年議会であるのももちろん期間延長はできるが、できる限りそのようなことがないように、互いが協力し合ってスムーズに審査を終えることができる対応を取っていかねばならない。議長が理事者との協議の中で、そのようなことを確認いただく必要があると思う。議案として出していく前に十分部課内で協議いただき、説明できる体制のもとで審査に臨んでもらわなければ、同じことが繰り返されてしまう。多くの部課でしっかりと対応いただいているが、一部の部課でできていないので、そのことも含めて整理したいと思う。

<松山委員>

十分な説明ができていない委員会もあれば、委員会によって一部できていない状況もあるので、そのような点からすれば、B評価でよいと思う。

<三上委員>

松山委員と同じである。

<菱田委員>

A評価として、説明だけでは足りないものがあれば、補足資料をもらうことでよいと思う。

<藤本委員>

説明を果たす努力をされていることが見えていたので、A評価としていたが、さらによりよいものを目指してしっかりと説明できる資料を求めていくのであれば、B評価でもよいと思う。

<木曾委員長>

検証の結果、3会派がB評価とされたので、議会運営委員会の評価もB（一部達成）としてよいか。

—全員了—

○議会運営委員会の評価：B（一部達成） / 継続して取り組む

※議案審査においてしっかりと説明を果たし、予算・決算資料の整合、必要な資料提供を含めて部課内で十分調整した上で審議に臨まれるよう求める。

（政策執行に対する議会の評価）第11条

新清流会A 緑風会A 共産党議員団B 公明党議員団A

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<三上委員>

事務事業評価を点数化することはよい面があったと思う。一方で、個人の採点では各項目0～5点をつけるが、それを100点換算したときの点数配分で、0点「不適正である」と100点「きわめて良好である」があまりにも極端ではないかと思う。例えば1人が1点を入れれば、他がみんな0点であっても「不適正である」とはならず、全員が全ての項目で5点としなければ「きわめて良好である」にはならないので、この点数配分は少しおかしいと思う。また、令和2年決算の生涯学習推進経費の俳句事業では、点数が26点でぎりぎり「課題がある」となっていたが、議員の意識としては「かなり問題がある」であったと思う。評価基準の点数区分について具体的に言えば、0～15点「不適正である」、16～30点「かなり問題が

ある」、31～45点「課題がある」、46～75点「おおむね適正である」、76～90点「良好である」、91～100点「きわめて良好である」といった感じに見直してはどうか。それでも過半数が5点をつけなければ90点を超えていかない。今言ったように真ん中の項目を少し厚めにした配分がちょうどよいのではないか。できれば次回の事務事業評価に生かし、より正しい評価にしていきたい。

<木曾委員長>

そのとおりであると思う。

<菱田委員>

100点換算の評価基準を見直せば、事務事業評価は適正に執行できるとの意見であるか。

<三上委員>

そのことでより正しい評価になると思う。

<菱田委員>

0点と100点は厳しいので、少し見直してもよい。

<松山委員>

配分を変更し次回の事務事業評価に臨みたいと思う。

<藤本委員>

全員満点でなければ「きわめて良好」とならないので、例えば91点もしくは96点以上で「きわめて良好」とし、「不適正である」も全員0点でなければならぬので、評価基準の配分は見直したほうがよい。

<木曾委員長>

9月議会の決算審査を控えているので、次回の事務事業評価で活用するために、本日仮の点数配分を決めて、それを基準に一度会派に持ち帰って検討いただきたいがどうか。

—全員了—

<木曾委員長>

点数区分について整理したい。

<三上議員>

先ほどは目安で申し上げたが、7人で点数をつけた場合、過半数の4人が0点で残り3人が1点であれば、100点満中9点程度となることから、0～10点「不適正である」とし、11～25点「かなり問題がある」、26～45点「課題がある」、46～75点「おおむね適正である」、76点以上で「良好である」、また、過半数の4人が5点で残りの3人が4点であれば、100点満中91点程度となることから、91点以上もしくは96点以上で「きわめて良好である」としてはどうか。

<木曾委員長>

検討にあたっての案であるが、真ん中の区分の「課題がある」と「おおむね適正である」は変更せずに、上下の項目のみ変更してはどうかと思う。0～10点「不適正である」、11～25点「かなり問題がある」、26～50点「課題がある」、51～75点「おおむね適正である」、76～90点「良好である」、91～100点「きわめて良好である」と配分し、これを各会派に持ち帰って意見をいただきたいがどうか。

—全員了—

<木曾委員長>

議会運営委員会の評価はA（達成）とするが、事務事業評価表の評価基準の点数配

分を見直すことで整理する。

○議会運営委員会の評価：A（達成）

※ただし、事務事業評価表の評価基準の点数配分を見直す。

<木曾委員長>

当初予定していた第3～5章の検証までは進んだが、第6章の一部については時間がないので次回の検証とする。本日の検証結果について事務局に整理願う。

[事務局副課長兼議事調査係長 結果報告] ※以下のとおり

○4会派A評価（課題・問題点なし）の24条項

議会運営委員会の評価：A（達成） 終了

○第7条第2項

議会運営委員会の評価：B（一部達成） / 新たな取組を検討：検討終了

○第7条第3項

議会運営委員会の評価：A（達成）

※ただし、意見交換会における交通費（実費弁償）について整理する。

○第7条第5項

議会運営委員会の評価：A（達成）

※ただし、夏休みなど長期休業期間に日時を決めて市民の議場見学会を検討する。

○第8条第1項

議会運営委員会の評価：A（達成） 終了

※重要な案件や採決が拮抗した際には、議会報告会を開催する。

○第8条第2項

議会運営委員会の評価：A（達成） 終了

※わがまちトークを再開する際には、ファシリテーターとしての心構えや留意事項等を広報広聴会議で整理して示していく。

○第9条第2号

議会運営委員会の評価：A（達成）

※ただし、これまでの経過を踏まえた上で、反問の内容と議長や委員長の議事進行について整理する。

○第10条第1項

議会運営委員会の評価：A（達成） 終了

○第10条第2項

議会運営委員会の評価：B（一部達成） / 継続して取り組む

※議案審査においてしっかりと説明を果たし、予算・決算資料の整合、必要な資料提供を含めて部課内で十分調整した上で審議に臨まれるよう求める。

○第11条

議会運営委員会の評価：A（達成）

※ただし、事務事業評価表の評価基準の点数配分を見直す。

2 議会運営委員会の行政視察について

（1）調査事項の確認、決定

[事務局長 説明]

<事務局長>

本日の議会基本条例の検証及び見直しにおいて、第6章の一部まで検証を進めたかった理由として、第16条の意見で挙げられている委員会のオンライン開催について、来月実施する行政視察までに検討に入っておきたいと考えていた。別紙No.2の16～17ページに記載のとおり、全国市議会議長会が示された委員会の開会方法の特例等の項目を委員会条例等に規定することで、委員会のオンライン開催が可能となるものである。全国市議会議長会では、コロナ等感染症のまん延や災害等に限定した取扱いを示しており、今回の視察先である倉敷市議会はそのような内容で改正し、西脇市議会は育児や介護等の事由も対象に加えて改正している。本日は説明のみとなったが、視察の際にはそのようなことも聞いていただければと考えている。

<木曾委員長>

説明のあった委員会のオンライン開催等も含めて、このような内容で調査事項を整理し決定することでよいか。

—全員了—

<木曾委員長>

視察の行程について確認いただきたい。

3 その他

(1) 環境市民厚生常任委員会の行政視察について

(2) 今後の委員会等の日程

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

レジュメ記載のとおり確認願う。

散会 12:11